

平成 26 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

平 成 26 年 11 月 26 日 提 出

## 目 次

報告第12号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第13号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
報告第14号	工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25-6））	5
議案第56号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第57号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第58号	東浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第59号	平成26年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添
議案第60号	平成26年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第61号	平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第62号	平成26年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）	別添

報告第 12 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 10 月 11 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 26 年 8 月 4 日午前 9 時頃、職員が生路交差点付近の道路から国道 366 号へ右折しようとしたところ、職員が運転する車両の前を通過しようとする自転車を視認したため、当該自転車の通路を確保するために当該車両を後方に移動した際、乙が所有する車両の前面と衝突し、当該車両のナンバープレートを破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*

3 損害賠償の額

22,140 円

	甲（東浦町）	乙（****）
損 害 額	0 円	22,140 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	22,140 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、22,140 円を支払うこととする。

報告第 13 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 11 月 6 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について  
道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 26 年 9 月 7 日午後 4 時 30 分頃、乙が自己所有の車で町道藤江 42 号線を北から南へ走行していたところ、当該車両の右前輪が、甲の管理する道路の陥没部分に落下し、当該車両のホイールに損傷を与えた。

2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

3 損害賠償の額

11,340 円

	甲（東浦町）	乙（****）
損 害 額	0 円	22,680 円
過 失 割 合	50%	50%
賠 償 額	11,340 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、11,340 円を支払うこととする。

報告第 14 号

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25-6））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 10 月 22 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25-6））  
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 三丁公園整備工事（25-6）
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工事場所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内始め
- 4 契約金額 変更前 50,760,000円  
変更後 55,689,120円  
(4,929,120円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1  
東浦土建株式会社  
代表取締役 長 坂 勝 之
- 6 変更理由  
植栽工の増工等により公園施設の基盤整備事業の進捗を図るため、工事請負契約の変更をするものである。



議案第 56 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例 (昭和 36 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 <u>4,200 円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,100 円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 <u>4,100 円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>6,500 円</u></p>

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 略

3 から 6 まで 略

(勤勉手当)

第 18 条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 8,900 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 11,300 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 13,700 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 16,100 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 18,500 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 20,900 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 21,800 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 22,700 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 23,600 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 24,500 円

(3) 略

3 から 6 まで 略

(勤勉手当)

第 18 条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に

<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 20 項第 5 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 82.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 37.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 23 まで 略</p> <p>24 附則第 20 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100 分の 1.2375</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100 分の 82.5</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 20 項第 5 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 67.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 32.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 23 まで 略</p> <p>24 附則第 20 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100 分の 1.0125</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100 分の 67.5</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
--	--

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円	円	円

用職 員以 外の 職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400

33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		

65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			

97		299,500	348,100						
98		299,800	348,600						
99		300,200	349,100						
100		300,600	349,400						
101		300,800	349,700						
102		301,100	350,100						
103		301,500	350,500						
104		301,800	350,900						
105		302,000	351,400						
106		302,300	351,800						
107		302,700	352,200						
108		303,000	352,600						
109		303,200	353,100						
110		303,600	353,500						
111		304,000	353,900						
112		304,300	354,200						
113		304,400	354,700						
114		304,700							
115		305,000							
116		305,400							
117		305,600							
118		305,800							
119		306,100							
120		306,400							
121		306,800							
122		307,000							
123		307,300							
124		307,600							
125		308,000							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000
	2	124,800	176,500	198,400
	3	125,800	178,000	199,800
	4	126,700	179,500	201,200
	5	127,700	180,900	202,600
	6	128,700	182,400	204,100
	7	129,700	183,900	205,500
	8	130,700	185,400	207,000
	9	131,500	186,900	208,500
	10	132,500	188,100	210,100
	11	133,500	189,400	211,700
	12	134,600	190,600	213,300
	13	135,400	192,000	214,700
	14	136,400	193,100	216,400
	15	137,400	194,300	218,100
	16	138,400	195,500	219,700
	17	139,500	196,700	221,100
	18	140,700	197,900	222,300
	19	141,900	198,900	223,500
	20	143,100	200,000	224,700
	21	144,200	201,000	226,000
	22	145,400	202,200	227,600
	23	146,600	203,400	229,200
	24	147,800	204,500	230,800
25	149,000	205,700	232,400	



26	150,500	207,000	233,900
27	152,000	208,300	235,400
28	153,500	209,600	236,900
29	154,900	210,900	238,300
30	156,400	212,200	239,700
31	157,900	213,500	241,100
32	159,400	214,800	242,400
33	160,900	215,500	243,600
34	162,700	216,900	245,000
35	164,500	218,200	246,300
36	166,300	219,600	247,700
37	168,100	220,700	249,000
38	169,800	222,000	250,400
39	171,500	223,300	251,800
40	173,200	224,500	253,200
41	174,800	225,600	254,400
42	176,200	226,800	255,700
43	177,600	228,000	257,000
44	179,000	229,200	258,300
45	180,500	230,400	259,300
46	181,900	231,600	260,400
47	183,300	232,800	261,600
48	184,700	233,900	262,800
49	186,000	235,100	264,100
50	187,200	236,300	265,300
51	188,300	237,500	266,500
52	189,500	238,700	267,500
53	190,600	239,800	268,600
54	191,700	240,800	269,800
55	192,800	241,800	271,000
56	193,900	242,800	272,200
57	195,000	243,800	273,200

58	196,000	244,800	274,300
59	197,100	245,800	275,400
60	198,100	246,800	276,400
61	199,200	247,800	277,500
62	200,100	248,700	278,600
63	201,000	249,600	279,700
64	201,900	250,500	280,800
65	202,600	251,500	281,700
66	203,400	252,300	282,500
67	204,200	253,100	283,300
68	205,000	253,800	284,200
69	205,500	254,600	285,100
70	206,100	255,200	285,900
71	206,500	255,800	286,700
72	207,100	256,300	287,400
73	207,700	256,600	288,200
74	208,400	257,000	289,000
75	209,100	257,500	289,800
76	209,900	258,000	290,600
77	210,200	258,600	291,200
78	210,900	259,000	291,800
79	211,600	259,500	292,300
80	212,300	260,000	292,700
81	213,000	260,300	293,100
82	213,700	260,600	293,600
83	214,400	260,900	294,100
84	215,100	261,200	294,600
85	215,800	261,400	295,000
86	216,500	261,800	295,600
87	217,200	262,100	296,200
88	217,900	262,400	296,800
89	218,400	262,600	297,100

90	219,000	262,800	297,600
91	219,600	263,200	298,100
92	220,200	263,400	298,600
93	220,600	263,700	299,000
94	221,100	264,100	299,500
95	221,600	264,500	300,000
96	222,100	264,900	300,500
97	222,700	265,100	300,800
98	223,200	265,400	301,200
99	223,700	265,600	301,700
100	224,200	265,900	302,200
101	224,800	266,200	302,600
102	225,300	266,400	303,000
103	225,900	266,700	303,400
104	226,500	267,000	303,800
105	226,900	267,200	304,100
106	227,400	267,400	304,500
107	227,900	267,700	304,900
108	228,300	267,900	305,300
109	228,500	268,200	305,600
110	228,900	268,500	306,000
111	229,400	268,800	306,400
112	229,900	269,000	306,800
113	230,300	269,200	307,000
114	230,800	269,500	307,400
115	231,300	269,700	307,800
116	231,800	269,900	308,100
117	232,100	270,200	308,400
118	232,500	270,500	308,800
119	232,900	270,800	309,100
120	233,300	271,100	309,400
121	233,700	271,200	309,600

122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800
126		272,500	311,200
127		272,800	311,500
128		273,100	311,800
129		273,200	312,000
130		273,500	312,400
131		273,800	312,800
132		274,100	313,200
133		274,200	313,400
134		274,500	
135		274,800	
136		275,100	
137		275,200	
再任用職員	191,700	202,900	225,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	<u>377,000</u>	1	<u>375,000</u>
2	<u>426,000</u>	2	<u>424,000</u>
3	<u>479,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>542,000</u>	4	<u>541,000</u>

5	<u>618,000</u>	5	<u>617,000</u>
6	<u>722,000</u>	6	<u>721,000</u>
7	<u>845,000</u>	7	<u>844,000</u>

2から5まで 略  
(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

3及び4 略

2から5まで 略  
(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3及び4 略

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定(東浦町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項及び附則第24項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案理由

東浦町職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 57 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 41 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とする。	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 155</u> 」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東浦町議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 58 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東浦町特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。